平成２９年（フ）第１号
さいたま市大宮区三橋２丁目173番地　カピス大宮209
債務者　武藤　敏夫
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５９号
埼玉県新座市栄３丁目10番14号　グランフィールド大泉101号室、旧住所東京都西東京市ひばりが丘北４丁目６番１号　シャルムラーク201号
債務者　澤田　音海（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７９６号
埼玉県鴻巣市赤見台１丁目14番４－303号　パークシティ鴻巣駅前プラザ第三４号棟
債務者　小野田達也フェルナンドこと　フェルナンド　タツヤ　オノダ
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１１号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２－８－501
債務者　青木　時男
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
埼玉県草加市稲荷２丁目25番７号
債務者　菊地　　徹
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
埼玉県草加市瀬崎１丁目９番１－405号
債務者　土山　直子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４１５号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番２－301号
債務者　玉田友季子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2279番地
債務者　草間　政己
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
埼玉県越谷市登戸町34番10号　ジュネパレス越谷13　104号
債務者　織田　浩和
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３５号
埼玉県草加市神明２丁目３番１号
債務者　金田フク子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
静岡県浜松市中区城北２丁目５番10号ラ・カーサ城北101
債務者　原田　大樹
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
静岡県浜松市東区有玉西町2330番地
債務者　加茂　博久
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３２２３号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番39－310号
債務者　家庭料理心こと　西尾　美奈（旧姓南口）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６２号
静岡市葵区北安東１丁目28番25－202号
債務者　小松　麻美（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９４号
静岡市葵区山崎２丁目27番地の46　エクセル山崎103号
債務者　竹内　厚子（旧姓森薗・半谷）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６８号
栃木県真岡市荒町４丁目38番地１　中川住宅10号
債務者　石塚　泰広
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係